

2026 年度三重大学大学院人文社会科学研究所（修士課程）入学試験問題

試験科目〔専門科目： 憲 法

〕 受験番号

203X 年、国内における政治的対立や分断が世界情勢の大きな変動を受けて激しいものとなった。その深刻な対立は大学の学生間にも飛び火し、熱狂的な学生運動が復活することとなった。学生たちは各々異なる政治的主張を掲げ頻繁にデモ行進を行い、中には火炎瓶を作成して機動隊に投げつけたり、機動隊員に暴行を加えたりする者も生じた。その結果、拘置所内には公安事件関係の被告人として収容される学生が溢れるようになった。全国の拘置所では、学生運動関連の被収容者が、過激派学生運動集団の起こした事件に関する雑誌記事等を読んで所内で騒ぎ、所内の規律や秩序の維持が極めて困難になりつつあった。そこで、国会がこの問題に対処するため、「拘置所の秩序維持強化に関する法律」（以下「本件法律」という）を制定したとする。

反戦デー闘争等に参加していた X は、凶器準備集合罪、公務執行妨害罪等で起訴され、東京拘置所に勾留、収容されていた。X は同拘置所内において全国紙である甲新聞を定期購読していたところ、乙派（過激派学生運動集団）によるバスジャック事件が発生した。同拘置所長は、X にこの記事の閲読を許せば、所内の静穏が乱され、所内の規律及び秩序を維持することが極めて困難になると判断した。そこで、本件法律 31 条の定めに基づき、同バスジャック事件に関する記事を墨で塗りつぶして配布した。

X は、本件法律に憲法上の問題があり、違憲であると考えている。本件法律の合憲性を判断するにあたっては、どのような合憲性判断基準を用いるべきことになるか。その結論と理由を述べなさい。なお、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」や、それと本件法律との関係については触れる必要はない。

【参照条文】

○ 拘置所の秩序維持強化に関する法律（抄）

第 31 条 拘置所長は、収容されている者が文書又は図画の閲読を求めるときは、その閲読が、収容の目的に反することなく、かつ、拘置所の規律及び秩序を損なわないときに限りこれを許可するものとする。

---

---

---

---

---

---

---



